

# 検討事項の進め方について

平成23年6月10日  
第2回保険者による  
健診・保健指導等に関する検討会

資料1-1

## <検討にあたっての考え方>

前回、早急に対応する事項と時間をかけて議論を行う事項等を分けて検討すべき、との趣旨の御意見を頂いたことも踏まえ、具体的な各項目の検討については、

- ・ 関係者における大規模なシステム改修の必要性があるかどうか、
  - ・ 当事者間で調整・合意すべき事項が多いかどうか、
  - ・ 特に早急に検討する必要性があるかどうか、
  - ・ 特定健診・保健指導の実施率向上への寄与等の見直しによる影響がどの程度期待されるか、
- といった観点を踏まえ、概ね以下のような考え方で進めてはどうか。

## <検討事項の分類>

### 1. 方針を決定し次第、対応を検討する事項

- ① 特定健診・保健指導の再委託について
- ② 保健指導の初回面接者と評価者の取扱い
- ③ 事業主健診のデータの円滑な授受及び特定保健指導と労働安全衛生法上の保健指導との連携
- ④ HbA1cの表記の見直しへの対応
- ⑤ 保健指導途中での脱落者・服薬を開始した者等の取扱い

### 2. 方針の決定と対応について調整を要すると考えられる事項

- ① 被用者保険の被扶養者の国保への委託による対応(※)
- ② がん検診等との同時実施に向けた対応
- ③ 保険者毎に、健診項目をより柔軟に決定するなど、円滑な実施に向けた集合契約のあり方の検討

※制度的な対応を図る場合には、法改正が必要となる可能性。

### 3. 25年度からの医療費適正化計画第2期までに対応する事項

- ① 非肥満者・治療中の者・高齢者への対応などの特定健診・保健指導のあり方について
- ② 特定保健指導の実施方法(2年目以降のプログラム、ポイント制など)について
- ③ 支援金の加減算制度について